

「指定居宅サービス」及び「指定地域密着型サービス事業者」等の新規指定申請について

1 新規指定申請の受付期間等について

(1) 新規指定申請について

- ・新規指定申請については、完全予約制としています。「申請予約締切日」までに、必ず電話等で予約をして来庁してください。電子申請(令和7年3月より)の場合は事前に相談をお願いします。
(予約・事前相談がない場合は、受付できません。)
- ・地域密着型サービスや特定施設入居者生活介護など、サービス種別によっては公募による選定や介護保険事業計画で定める利用定員数の超過等により指定できない場合があります。申請に係る事業所所在市町の介護保険担当課に確認を行ってください。
- ・「通所介護」、「(介護予防) 短期入所生活介護」、「(介護予防) 特定施設入居者生活介護」及び「定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護を除く地域密着型サービス」については、新規指定の窓口予約または電子申請の事前相談の前に必ず事前協議を行ってください。
- ・申請書類の受付は、(2) の新規申請受付期間内となります。提出された申請書類に不備等があり、新規申請受付期間内に申請書類の補正が完了しない場合は受理できませんので、ご注意ください。(翌月1日の指定はできません。)
- ・介護保険法及び大阪府条例等による基準を満たすことのほか、建築基準法、都市計画法、消防法、その他事業を行うに際して遵守すべき関係法令、条例等に適合していることが指定の前提となりますので、必ず事前に関係部署で必要な手続き等について確認してください。

(2) 受付期間

新規指定申請の受付期間は、下表のとおりです。(土、日、祝日及び12月29日～1月3日を除く。)

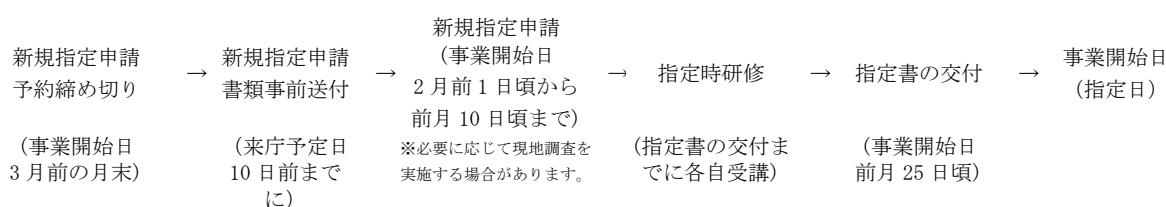
事業開始日(指定日)	新規申請受付期間	申請予約・事前相談締切日
令和8年4月1日	令和8年2月27日～令和8年3月10日	令和8年1月30日
令和8年5月1日	令和8年4月1日～令和8年4月10日	令和8年2月27日
令和8年6月1日	令和8年4月23日～令和8年5月8日	令和8年3月31日
令和8年7月1日	令和8年6月1日～令和8年6月10日	令和8年4月30日
令和8年8月1日	令和8年7月1日～令和8年7月10日	令和8年5月29日
令和8年9月1日	令和8年7月30日～令和8年8月10日	令和8年6月30日
令和8年10月1日	令和8年9月1日～令和8年9月10日	令和8年7月31日
令和8年11月1日	令和8年9月30日～令和8年10月9日	令和8年8月31日
令和8年12月1日	令和8年10月29日～令和8年11月10日	令和8年9月30日
令和9年1月1日	令和8年12月1日～令和8年12月10日	令和8年10月30日
令和9年2月1日	令和8年12月24日～令和9年1月8日	令和8年11月30日
令和9年3月1日	令和9年2月1日～令和9年2月10日	令和8年12月25日

【注意】 1. 表に掲げる新規申請受付期間等については、通知なく日程を変更する場合があります。

2. 表に掲げる新規申請受付期間以外は、新規指定申請の受付は行いません。
3. 申請の予約は、申請予約締切日までに行ってください。

ただし、申請予約締切日前であっても、予約状況等により受付を締め切る場合があります。

(3) 事業開始までのスケジュール



2 事前協議が必要な指定居宅サービス事業者等の受付期間等について

(1) 事前協議が必要なサービス

「通所介護」、「(介護予防) 短期入所生活介護」、「(介護予防) 特定施設入居者生活介護」及び「定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護を除く地域密着型サービス」の新規指定申請をする場合は、施設の建築・改修の工事前に事前協議を終了することが必要です。

(2) 事前協議の受付期間

事前協議の受付期間は、下表のとおりです。(土、日、祝日及び12月29日～1月3日を除く。)

事前協議受付期間	事前協議予約締切日
令和8年 1月14日～令和8年 1月19日	令和8年 1月 7日
令和8年 2月16日～令和8年 2月19日	令和8年 2月 4日
令和8年 3月16日～令和8年 3月19日	令和8年 3月 5日
令和8年 4月14日～令和8年 4月17日	令和8年 4月 6日
令和8年 5月19日～令和8年 5月22日	令和8年 5月 7日
令和8年 6月12日～令和8年 6月17日	令和8年 6月 5日
令和8年 7月14日～令和8年 7月17日	令和8年 7月 6日
令和8年 8月17日～令和8年 8月20日	令和8年 8月 5日
令和8年 9月14日～令和8年 9月17日	令和8年 9月 4日
令和8年10月15日～令和8年10月20日	令和8年10月 5日
令和8年11月16日～令和8年11月19日	令和8年11月 5日
令和8年12月14日～令和8年12月17日	令和8年12月 4日

(3) 事前協議から事業開始までのスケジュール

①事前協議予約締切り（毎月5日頃）

↓

②事前協議書類事前送付（来庁予定日の10日前頃）

↓ ※事前協議書類一式を郵送してください。補正内容を連絡します。

③事前協議（毎月13日頃～19日頃の期間）

↓ ※事前協議を終えてから、施設の建築・改修を行ってください。

④施設の建築・改修

↓ ※指定申請書類の提出までに終了する必要があります。

⑤新規指定申請予約締め切り（事業開始日の3月前の月末）電子申請の場合は事前相談をお願いします。

↓ ※新規指定申請の予約は、事前協議を終えている必要があります。

⑥新規指定申請書類事前送付（来庁予定日の10日前頃）電子申請の場合は早めの申請をお願いします。

↓ ※新規指定申請書類一式を郵送してください。補正内容を連絡します。

⑦新規指定申請（事業開始日2月前の21日頃から前月の10日頃まで）

※施設の建築・改修が終了し、必要な検査を終え、人員の確保、設備の設置、備品等の配置がされている必要があります。

↓ ※訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・地域密着型サービス等の事業を実施する場合には、老人福祉法による届出が必要です。

※申請内容の確認のために現地調査を実施する場合があります。

⑧指定時研修（指定書の交付までに）

↓ ※居宅サービス事業者等については、指定時研修を各自受講していただきます。

⑨指定書の交付（25日頃）

↓ ※指定書は、広域事業者指導課（泉南府民センタービル4階）で交付します。

⑩事業開始（1日）